

# 第1章 教育課程編成の一般方針

## 1 教育課程編成の原則

### (1) 教育課程の編成の主体

各学校は教育課程編成の主体として、校長を責任者とし、全教職員がそれぞれの分担に応じて十分研修を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として統一のある、しかも一貫性をもった教育課程の編成に努めることが必要である。

### (2) 教育課程の編成の原則

- ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと
- イ 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと
- ウ 生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮すること
- エ 課程や学科の特色を十分考慮すること
- オ 地域や学校の実態を十分考慮すること

### (3) 「生きる力」を育む各学校の特色ある教育活動の展開

「生きる力」を育むことを目指し、次のア～ウまでに掲げる事項の実現を図ること。

#### ア 確かな学力

- (ア) 基礎的・基本的な知識及び技能の習得
- (イ) 思考力、判断力、表現力等の育成
- (ウ) 主体的に学習に取り組む態度の育成

#### イ 豊かな心

道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実

#### ウ 健やかな体

学校の教育活動全体を通して、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実

#### 〔「生きる力」とは〕

基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようとも、自分で課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など。

## 2 道徳教育

### (1) 高等学校における道徳教育

高等学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものである。

特に公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動は、それぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導場面として、学校の教育活動全体を通じて、生徒が主体的に探求し、豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行う必要がある。

[人間としての在り方生き方に関する教育とは]

社会の変化に対応して主体的に判断し行動しうるためには、選択可能ないくつかの生き方の中から自分にふさわしく、しかもよりよい生き方を選ぶ上で必要な、自分自身に固有な選択基準ないし判断基準をもたなければならない。このような自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、生徒一人一人が人間存在の根本性格を問うこと、すなわち人間としての在り方を問うことを通して形成されてくる。また、このようにして形成された生徒一人一人の人間としての在り方についての基本的な考え方が自分自身の判断と行動の選択基準となるのである。

これらは具体的には、様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより形成されてくるものである。したがって、教師の一方的な押し付けや単なる先哲の思想の紹介にとどまることのないように留意し、生徒が自ら考え、自覚を深める学習とすることが重要である。

## (2) 道徳教育の目標

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

[道徳性とは]

人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指して行われる道徳的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものである。それはまた、人間らしいよさであり、道徳的諸価値が一人一人の内面において統合されたものと言える。学校における道徳教育においては、各教育活動の特質に応じて、特に道徳性を構成する諸様相である道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲と態度を養うことを求めている。これらの諸様相が全体として密接な関連をもつように指導し、道徳的行為が生徒自身の内から自発的、自律的に生起するよう道徳性の育成に努める必要がある。

## (3) 道徳教育を進めるに当たっての留意事項

- ア 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かす
- イ 豊かな心をもつ
- ウ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る
- エ 平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努める
- オ 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する
- カ 未来を拓く主体性のある日本人を育成する

## 3 体育・健康に関する指導

生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。

特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとよ

り、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うように努めなければならない。

また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

各学校の指導を効果的に進めるためには、生徒の体力や健康状態を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要であり、担当の教員だけでなく、全教職員の理解と協力が得られるよう、学校の実態に応じて指導体制の工夫改善に努めるなど、組織的に進めていくことが大切である。

[食育の推進に関する指導とは]

偏った栄養摂取等による肥満傾向の増加など食に起因する健康課題に適切に対応するため、生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導を一層重視すること。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。

#### 4 就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導

地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資する。

就業やボランティアに関わる体験的な学習は、地域の実態や学校の諸条件の違い等によって、その進め方が様々に異なってくる。各学校においては、地域や学校の実態に応じて、入学年次から卒業年次までを見通した指導計画の作成に創意工夫を加えることが望まれる。

具体的に、就業やボランティアに関わる体験的な学習を教育課程上に位置付ける場合、次のような方法が考えられる。

- (1) 各教科・科目の中で実施する方法
- (2) 特別活動で実施する方法
- (3) 総合的な探究の時間における学習活動として実施する方法
- (4) 学校外における就業体験やボランティア活動に対して単位の修得を認定する方法

#### 5 カリキュラム・マネジメント

カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施・評価し、教育活動の質の向上につなげていくことであり、次の三つの側面から整理して示されている。

- (1) 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと
- (2) 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- (3) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握した上で、(1)～(3)の取組を通して学校全体でカリキュラム・マネジメントの充実を図ることが求められる。

## 第2章 各教科・科目及び単位数等

### 1 卒業までに履修させる単位数等

#### (1) 各学校における教育課程の編成

学校が教育課程を編成するに当たっては、卒業までに履修させる各教科・科目とその単位数、総合的な探究の時間の単位数、特別活動とその授業時数を定めなければならない。この場合、生徒が履修すべきものとして定める各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の合計は、74単位以上でなければならない。

#### (2) 教科と科目

教科と科目には、各学科に共通する教科・科目と主として専門学科において開設される各教科・科目があり、これらの各教科・科目以外の教科・科目(学校設定教科・科目)を設けることができる。

#### (3) 単位

ア 単位は、各教科・科目等について必要となる学習時間を測る尺度として用いられ、標準としては、1単位時間を50分とし、35単位時間行われた授業を1単位と計算することとしている。

イ 単位の修得については、授業を受けた当該各教科・科目又は総合的な探究の時間の履修の成果が満足できる程度以上に達した成績であれば、その定められた単位数によって認定されるのが原則であり、それより多く認定されたり、少なく認定されたりするものではない。例えば、生徒が「数学Ⅰ」を3単位履修すれば3単位全部与えられるか、又は、全く単位を与えられないかのいずれかであって、その修得の程度によって3単位のうち2単位を与えられるということはない。

ウ 授業の1単位時間については、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して各学校において適切に定めるものとする。

### 2 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間並びに標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって、【別表】に掲げる各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

#### (1) 各学科に共通する各教科・科目等の改善

今回の改訂では、高校生に最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必履修教科・科目の趣旨(共通性)と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅(多様性)とのバランスに配慮し、各必履修教科・科目の単位数については、原則として増加していない。

なお、国語科の「古典探究」、地理歴史科の「地理探究」、「日本史探究」及び「世界史探究」については科目名称に「探究」が付されているが、これらは「総合的な探究の時間」や「理数探究基礎」、「理数探究」において用いられている「探究」とは意味の異なるものである。すなわち、前者は、当該教科・科目における理解をより深めることを目的としているのに対して、後者は課題を発見し解決していくために必要な資質・能力を育成することを目的としている。

## (2) 標準単位数

共通教科・科目については、【別表】にて、標準単位数を示している。各学校においては、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加したり、少なく配当することもできる。なお、必履修教科・科目については、原則として標準単位数を下らないこととされており、標準単位数より少ない単位数を配当することができるのは「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合」のみとされており、その場合においても標準単位数が2単位である場合には単位を減じることはできないことに留意する必要がある。必履修教科・科目の単位数を一部減じる場合は、県教育委員会と協議するものとする。

## 3 主として専門学科において開設される各教科・科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって、主として専門学科において開設される各教科・科目及び県教育委員会の定める標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数については本書第8章に示す。

## 4 学校設定科目及び学校設定教科

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう学校設定教科・科目を設けることができる。なお、学校設定教科・科目を開設する場合は、県教育委員会に届け出る必要がある。

### (1) 学校設定科目

ア 学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等について定める際には、その科目の属する教科の目標に基づくこと。

イ 科目の内容の構成については、関係する各科目の内容との整合性を図ること。

### (2) 学校設定教科及び当該教科に関する科目

学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等を定めるに当たっては、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮すること。

### (3) 学校設定科目・学校設定教科への取組

次のような学校設定科目・学校設定教科の開設も考えられる。

ア 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目的とした教科・科目

イ ボランティア活動や就業体験など、学校外活動の単位認定を行うための教科・科目

### (4) 「産業社会と人間」

総合学科の原則履修科目とされていた科目であるが、平成11年度の改訂より学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。

これは、この科目のねらいである「人間としての生き方の探求、特に自己の生き方の探求を通して、職業を選択し、決定する場合に必要な能力と態度を養うとともに、将来の職業生活を営む上で必要な態度やコミュニケーションの能力を培うことや現実の産業社会やその中で自己の在り方生き方について認識させ、豊かな社会を築くために積極的に寄与する意欲や態度を育成すること」はどの学科でも重要な意義を有するからである。

## 第3章 各教科・科目の履修等

### 1 必履修教科・科目

#### (1) 必履修教科・科目の種類及びその単位数

全ての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」という。）は次のとおりとし、その単位数は、【別表】に示された単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門教育を主とする学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）については、その単位数の一部を減じることができる。

なお、必履修教科・科目の単位数を一部減じる場合は、県教育委員会と協議するものとする。

ア 国語のうち「現代の国語」及び「言語文化」

イ 地理歴史のうち「地理総合」及び「歴史総合」

ウ 公民のうち「公共」

エ 数学のうち「数学Ⅰ」

オ 理科のうち「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」

のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」とする。）又は「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目

カ 保健体育のうち「体育」及び「保健」

キ 芸術のうち「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目

ク 外国語のうち「英語コミュニケーションⅠ」（英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とする。）

ケ 家庭のうち「家庭基礎」及び「家庭総合」のうちから1科目

コ 情報のうち「情報Ⅰ」

#### (2) 必履修教科・科目の履修についての留意点

##### ア 必履修教科・科目の一部単位減

必履修教科・科目の一部単位減については、中学校卒業者のほとんどの者が高等学校に進学し、生徒の能力・適性、進路等が多様になっているという実態があること、個々の生徒について個性の伸長を図るため、一方においては大幅な増加単位の措置を認めるとともに、必履修教科・科目の単位数の一部を減じる措置が必要な場合もあり得ること、必履修教科・科目に加え専門教科・科目を履修しなければならない専門学科において多様な選択履修を可能とする必要があることなどを考慮したものである。

なお、留意点には次のようなものがある。

(ア) 標準単位数の一部を減じる場合も、当該科目の目標を実現できる範囲で行うことを前提とすること。

(イ) 2単位の科目を必履修教科・科目として履修する場合には、その単位数を減じて1単位とすることはできないこと。

(ウ) 「体育」については、7単位未満に単位数を減じて配当することはできないこと。

##### イ 総合的な探究の時間の一部単位減

総合的な探究の時間の標準単位数は【別表】に示すように3～6単位とされている。このため、各学校で総合的な探究の時間の単位数を定める場合には、原則として3単位を下回らないことが求められる。他方、総則には、「ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができ」とある。これは、総合的な探究の時間の目標の実現のためには、標準単位数の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目において、教科横

断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、探究のプロセスを通して行うことにより、総合的な探究の時間の単位数を2単位としても総合的な探究の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な探究の時間の単位数を3単位履修させることが困難である場合に限って、履修単位数を2単位とすることができる。

標準単位数を減ずる場合においては、その理由について、外部への説明責任が果たせるよう、次の3点が求められる。

(ア) 教職員の共通理解を図ること。

(イ) 減ずることと比較して同じ程度の成果が期待できる学習活動が十分に行われることについて、各教科・科目において、教科等横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、探究のプロセスを通して行うことなどを明示すること。

(ウ) 上記(イ)について、総合的な探究の時間の全体計画においても具体的に示すこと。

## 2 専門学科における各教科・科目の履修

### (1) 専門教科・科目の最低必履修単位数

専門学科における専門教科・科目について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこととする。専門教科・科目とは、次のものを示す。

ア 学習指導要領の表に掲げる主として専門学科において開設される各教科・科目

イ 専門教科に属する学校設定科目

ウ 専門教育の一環として設けられる学校設定教科及び当該教科に関する科目

### (2) 専門教科・科目以外の教科・科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置

商業に関する学科については、外国語に属する科目について5単位を限度として認めている。また、商業以外の専門学科についても、各学科の特色に従い、多様な職業教育の要求に応えるために、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、5単位を限度として、その専門教科・科目以外の科目を専門教科・科目の履修として認めることができる。

### (3) 専門教科・科目による必履修科目の代替

専門教科・科目を履修することによって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修科目の履修の一部又は全部に替えることができる。例えば、次のようなものが考えられる。なお、ここに示した以外に専門教科・科目による必履修科目の代替をする場合は、県教育委員会と協議するものとする。

専門科目	必履修科目
「情報処理」など情報に関する科目	「情報Ⅰ」
「公衆衛生」、「看護基礎」、「人体の構造と機能」など	「保健」
「デザイン実践」など	「工芸Ⅰ」

### (4) 職業学科における総合的な探究の時間の特例

総合的な探究の時間の履修をもって、「課題研究等」の履修の一部又は全部に替えることができ、逆に、「課題研究等」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

ただし、相互の代替が可能とされるのは、同様の成果が期待できる場合とされており、「課題研究等」の履修によって総合的な探究の時間の履修に代替する場合には、「課題研究等」を履修した成果が総合的な探究の時間の目標等からみても満足できる成果を期待できるような場合である。具体的には、例えば、職業資格の取得を主目的とした学習活動などについては、生徒が自己の在り方生き方を考えながら自分で課題を発見し、探究の過程において考えるための技法を自在に活用し、成果のまとめや発表を行う総合的な探究の時間の趣旨に照らしてふさわしいとは言えない。

### 3 総合学科における各教科・科目の履修等

#### (1) 「産業社会と人間」の取扱い

総合学科においては、「産業社会と人間」を全ての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし、標準単位数は2～4単位とする。

#### (2) 総合学科における教育課程の編成

ア 単位制による課程とすることを原則とする。

イ 「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上開設すること。

ウ 体系性や専門性等において相互に関連する教科・科目によって構成される科目群（総合選択科目群）を複数開設すること。

エ 必要に応じ、総合選択科目群の性格とは異なる科目（自由選択科目）を設けて、生徒が自由に選択履修できるようにすること。

## 第4章 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動の授業時数等

### 1 全日制の課程における年間授業週数

全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とするように計画されなければならない。

各教科・科目の特質に応じ、特定の期間に集中して行った方が効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定することができる。なお、休業日に授業を設定する場合には、徳島県立学校規則第8条第4項の趣旨を守らなければならない。

#### [徳島県立学校規則] 第8条

4 校長は、生徒、児童及び幼児（以下「生徒等」という。）の教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があると認めるときは、委員会に届け出て、休業日に授業を行うことができる。ただし、通信制の課程にあつては何らの手続を要せずに、休業日に授業を行うことができる。

### 2 全日制の課程における週当たりの授業時数

全日制の課程における週当たりの授業時数については、30単位時間を標準としている。ただし、各学校や生徒の実態等に応じて、各教科・科目において基礎的・基本的な知識・技能の定着や知識・技能を活用する学習活動を行う上で必要な授業時数を確保する必要がある場合などは、30単位時間を超えて授業を行うことが可能である。

### 3 定時制の課程における週当たりの授業時数等

定時制の課程における授業日数の季節的配分又は週若しくは1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定めるものとする。

#### 4 ホームルーム活動の授業時数

##### (1) 特別活動の履修

ア 特別活動の履修については、単位による計算は行わない。

イ 特別活動については、その成果が目標からみて満足できると認められることが卒業の要件となっているが、単位の修得の認定は行われない。

##### (2) ホームルーム活動の授業時数等

ア 各教科・科目とは異なり、特定の学期又は期間に集中して行うことはできない。

イ 各教科・科目と同じように授業時間割の中に配当し、全ての生徒に対し、各年次毎週履修させなければならない。

ウ ホームルーム活動の重要性に鑑み、年間35単位時間以上の授業時数を確保すること。

エ 「朝の会」や「帰りの会」とホームルーム活動の時間とは区別すること。

#### 5 生徒会活動及び学校行事の授業時数

生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

#### 6 定時制の課程におけるホームルーム活動の授業時数の取扱いに関する特例

定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

ここでいう、特別の事情がある場合とは、一般的に言えば、生徒の勤務の実態、交通事情などの事情がある場合である。

#### 7 授業の1単位時間の運用

(1) 各教科・科目等の授業の1単位時間は、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各学校において定めなければならない。

ここでいう「各教科・科目等の授業時数を確保しつつ」とは、あくまでも1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を一単位として計算した授業時数を確保するという意味であることに留意する。

(2) 10分から15分間程度の短い時間を活用して特定の各教科・科目の指導を行う場合において、次の条件を満たす場合に限り、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。ただし、総合的な探究の時間や特別活動については認めることはできない。

ア 教科担任が指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されていること。

イ 教科・科目の指導計画に位置付けられていること。なお、その際「授業の1単位時間について」及び「実施計画書」を委員会に届け出る必要がある。

#### 8 総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替

総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。このことは、次のような場合に考えられる。

<例1> 総合的な探究の時間に行われる自然体験活動は、環境や自然を課題とした課題の解決や探究活動として行われると同時に、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、

自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができる」旅行・集団宿泊的行事と同様の成果も期待できると考えられる。

＜例２＞ 総合的な探究の時間に行われる就業体験活動やボランティア活動は、社会との関わりを考える学習活動として行われると同時に、「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」勤労生産・奉仕的行事と同様の成果も期待できると考えられる。

このような場合、総合的な探究の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることも考えられる。なお、このことについては、総合的な探究の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨をも踏まえ、体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な探究の時間の代替を認めるものではない。

## 9 「理数探究基礎」又は「理数探究」の実施による総合的な探究の時間の代替

理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

その場合、例えば、生徒が興味・関心、進路希望等自己の在り方生き方に応じて課題を設定するなどして、観察、実験、調査等や事象の分析等を行い、その過程を振り返ったり、結果や成果をまとめたりするなど、総合的な探究の時間の目標である「自己の在り方生き方を考えながら、より良く課題を発見し解決していくための資質・能力」の育成に資する学習活動を、探究の過程を通して行うことが求められる。

## 10 年間授業日数

年間授業日数については、国の基準では直接定めていないが、通常は休業日を除いた日が授業日として考えられている。なお、休業日については、徳島県立学校規則第8条に示されている。

# 第5章 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

## 1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

### (1) 生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修

選択科目や学校設定教科・科目の履修を通して、生徒の興味・関心、進路等に応じ、それぞれの分野について、より深く高度に学んだり、より幅広く学んだりすることを可能にし、それぞれの能力を十分伸ばすことができるようにする。

### (2) 多様な各教科・科目の開設と生徒の選択履修

生徒の特性、進路等の多様化に対応し、それらに応じた適切な教育を行うためには、いわゆる学校選択という形だけで教育課程を編成するのではなく、学校が多様な各教科・科目を用意し、その中から生徒が自由に選択し履修することのできる、いわゆる生徒選択を教育課程の中に取り入れる必要がある。ただし、生徒の選択の幅を拡大する際には、適切なガイダンスを併せて行うということに留意しなければならない。

### (3) 教育課程の類型

類型方式による教育課程の編成は、一般的には入学年次で共通の教科・科目を履修させ、2年次以降に数種類の科目の望ましい配列をいくつか設け、それらのいずれかを生徒に選択させるものである。一つの類型を構成する科目は、その類型の目的・目標に即した共通の性格をもつ。

類型を設定する際、配慮すべきことは次のとおりである。

- ア 生徒の能力・適性、興味・関心等による自由な選択を生かすように配慮すること。
- イ それぞれの類型において生徒の特性、進路等に応じた適切な履修が確保されるよう、各教科・科目が有機的、系統的に構成されること。
- ウ 選択科目の設定に当たっては、選択科目そのものの組合せや必履修教科・科目と選択科目との関わりについて、学習の体系性や発展性が確保されるように配慮すること。
- エ 適切なガイダンスを行うこと。
- オ 類型を固定化せず、類型を選択した後に、生徒が自らの特性、実態に応じて別の類型に移行することを希望した場合にも対応できるように配慮しておくこと。

## 2 各教科・科目等の内容等の取扱い

### (1) 学習指導要領に示していない事項の指導に当たっての配慮事項

各教科・科目及び特別活動の指導に当たっては、学校において必要であると認められる場合には、学習指導要領に示していない内容でも、これを加えて教育課程を編成、実施することができる。ただし、この場合にあっても次の点に十分留意しなければならない。

- ア 学習指導要領に示されている内容の確実な定着が求められること。
- イ 学習指導要領に示した各教科・科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱しないこと。
- ウ 生徒の負担過重にならないようにすること。

### (2) 各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序

学習指導要領に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項は、それぞれの内容を体系的に示す観点から整理して示しているものであり、その順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない。したがって、各学校においては、各指導事項の関連を十分に検討し、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮するとともに、教科書との関連も考慮して、指導の順序に工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し指導計画を作成することが必要である。

### (3) 各教科・科目の内容及び総合的な探究の時間の学習活動の学期ごとの分割指導についての配慮事項

各教科・科目及び総合的な探究の時間の授業は特定の学期に行うことも可能であり、また、単位の修得の認定は学期の区分ごとに行うことが可能である。

また、1科目又は総合的な探究の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定することが原則である。

### (4) 学習指導要領で示されている内容を適切に選択して指導する場合の配慮事項

各教科・科目の内容に掲げる事項については、学校において、特に必要がある場合、その教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で内容の一部を省略し、適切に選択して指導することができる。その際、指導に当たっては、基礎的・基本的事項を含む内容の適切な選択について十分に留意する必要がある。また、その場合にあっても無制限の内容省略を認めるもので

はなく、教科及び科目の目標の趣旨を損なわないよう十分配慮する必要がある。

### 3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

指導計画は、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画である。一般的には、指導計画には、年間計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、教材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。

#### (1) 資質・能力を育む効果的な指導

各学校において指導計画を作成するときには、各教科・科目等の目標と指導内容の関連を十分研究し、単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通しながら、まとめ方などを工夫したり、内容の重要度や生徒の学習の実態に応じてその取扱いに軽重を加えたりして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導を行うことができるように配慮すること。その際、各学校においては、生徒が知的好奇心や探究心をもって自ら学び考える学習活動や、一人一人の個性が生かされる学習活動が実現するよう、創意工夫を生かした効果的な指導計画を作成する必要がある。

#### (2) 各教科・科目等相互間の関連及び系統的、発展的な指導

学校において指導計画を作成するに当たっては、各教科・科目等の目標や指導内容についての系統性、発展性を研究し、指導の時期、順序、方法等について検討を行った上で、これらを総合した系統化、組織化の観点からの指導が行われるように配慮しなければならない。

#### (3) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫

義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るため、学校や生徒の実態等に応じ必要がある場合は、指導計画を作成する上で次のような具体的な工夫を行うこと。

ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。

イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

#### (4) 道徳教育の全体計画の作成

##### ア 全体計画の意義

道徳教育の全体計画は、人間としての在り方生き方に関する教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

全体計画は、特に次の諸点において重要な意義をもつ。

(ア) 人格の形成及び国家、社会の形成者として必要な資質の育成を図る場として学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育が展開できる。

(イ) 学校における道徳教育の重点目標を明確にして取り組むことができる。

(ウ) 「人間としての在り方生き方」を目標に掲げる公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動の中核的な指導の場面としての位置付けや役割が明確になる。

(エ) 全教師による一貫性のある道徳教育が組織的に展開できる。

(オ) 家庭や地域社会との共通理解を深め、保護者や地域住民の協力を可能にする。

#### イ 全体計画の内容

全体計画の作成に当たっては、次のような事項を含めて作成することが望まれる。

##### (ア) 基本的把握事項

- ・教育関係法規の規定，時代や社会の要請や課題，教育行政の重点施策
- ・学校や地域の実態と課題，教職員や保護者の願い
- ・生徒の実態や発達の段階等

##### (イ) 具体的計画事項

- ・学校の教育目標，道德教育の重点目標，各学年の重点目標
- ・各教科・科目，総合的な探究の時間及び特別活動などにおける道德教育の指導の方針及び内容
- ・特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連
- ・ホームルーム，学校の間人関係，環境の整備や生活全般における指導の方針
- ・家庭，地域社会，関係機関，小学校・中学校・特別支援学校等との連携の方針
- ・道德教育の推進体制
- ・その他

#### ウ 全体計画作成上の創意工夫と留意点

(ア) 校長の明確な方針の下に道德教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整えること。

(イ) 道德教育の特質を理解し，教師の意識の高揚を図ること。

(ウ) 各学校の特色を生かして重点的な道德教育が展開できるようにすること。

(エ) 学校の教育活動全体を通じた道德教育の相互の関連性を明確にすること。

(オ) 生徒の実態を踏まえ，保護者及び地域の人々の意見を活用することや，学校間交流，関係諸機関などとの連携に心掛けること。

(カ) 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立すること。

## 4 キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項

### (1) 普通科における職業科目の履修

ア 普通科においては，生徒の特性や進路，学校や地域の実態等を考慮し，必要に応じて，適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮すること。

イ 普通科における職業科目の履修については，職業学科における専門教育と異なり，自己の進路や職業についての理解を深め，将来の進路を主体的に選択決定できる能力の育成に主眼を置くことが大切である。

### (2) 職業学科における配慮事項

#### ア 実験・実習に配当する授業時数の確保

職業に関する各教科・科目については，実験・実習に配当する授業時数を十分確保すること。その際，いわゆる座学と実験・実習との調和と関連性，基礎的・基本的事項と発展的・応用的事項との関連，特に新技術等新たな内容の習得について配慮する必要がある。

#### イ 生徒の実態に応じた配慮

生徒の実態を考慮し，職業に関する各教科・科目の履修を容易にするための特別の配慮が必要な場合には，各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し，その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い，また，主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。

### (3) 就業体験の機会の確保

普通科を含めてどの学科においても、キャリア教育を推進する観点から、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮すること。就業体験の実施形態は、大きく分けて次の二つが考えられる。

#### ア 学校が主体となって行う場合

各教科における「課題研究」等や各科目の実習、あるいは総合的な探究の時間や特別活動の一環として取り組むことが考えられる。また、地域の実態等に応じて、学校の判断により独自の学校設定教科・科目を設けることも考えられる。

#### イ 企業等があらかじめ用意したプログラムへの生徒の参加を単位認定する場合

企業等があらかじめ用意したプログラムに生徒が参加した場合について、このような学校外における就業体験活動等を単位認定（学校教育法施行規則第98条）する場合には、必要に応じてオリエンテーションの実施、計画書の提出、学校による事前・事後の適切な指導が望まれる。

### (4) 職業科目についての配慮事項

#### ア 就業体験による実習の代替

職業科目については、現場実習を含め就業体験活動を積極的に取り入れることとし、就業体験活動をもって実習に替えることができる。なお、この場合の就業体験活動は、関係する科目の指導計画に適切に位置付けて行う必要がある。

#### イ ホームプロジェクト、学校家庭クラブ、学校農業クラブ等

農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクト並びに学校家庭クラブ及び学校農業クラブなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。ホームプロジェクトは、教科の内容に関係する課題を農業や水産業、家庭生活の中から発見させ、家族の協力と教師の指導の下に自発的、積極的に実施させるもので教育効果の大きい学習法である。ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができる。

#### ウ 定時制及び通信制の課程における実務等による職業科目の履修の一部代替

定時制及び通信制の課程において、職に就き現にその各教科・科目と密接な関係を有する生徒の実務等の体験を評価し、職業科目の履修の一部に代替できる。ただし、次のような要件が満たされる必要がある。

(ア) 職業科目が教育課程に位置付けられていること。

(イ) 職業科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業に従事していること。

(ウ) 生徒の職業等における実務等が、その各教科・科目の一部を履修したと同様の成果があると認められること。

## 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

### (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については次の三つの視点に立った授業改善を行うこと。

ア 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。

イ 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を

通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。

ウ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

## (2) 言語環境の整備と言語活動の充実

教育課程の編成に当たり、各学校において学校生活全体における言語環境を整えるとともに、言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として、各教科・科目等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させること。

また、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等をバランスよく育むため、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とそれらを活用する学習活動やその成果を踏まえた探究活動を充実させることとし、これらの学習が全て言語により行われるものであることから、言語に関する能力の育成を重視して各教科等における言語活動を充実させることとした。

## (3) 生徒の特性等の伸長と学校やホームルームでの生活への適応、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成

学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるようにすること。高等学校の教育課程における選択の幅を確保することに配慮がなされていることから、各教科・科目の履修指導等は引き続き重要であるとともに、学校やホームルームでの生活への適応指導や現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成も重視する必要がある。

## (4) 生徒指導の充実

生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

## (5) キャリア教育の充実

生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

## (6) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動

生徒が自主的に学ぶ態度を育み、学習意欲の向上に資する観点から、各教科等の指導に当たり、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫することが重要である。

## (7) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

生徒が基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習

熟の程度に応じた学習，生徒の興味・関心等に応じた課題学習，補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや，教師間の協力による指導体制を確保することなど，指導方法や指導体制の工夫改善により，個に応じた指導の充実を図ること。その際，(11)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

(8) 学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項

学習の遅れがちな生徒などについては，各教科・科目等の選択，その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い，生徒の実態に応じ，例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど，指導内容や指導方法を工夫すること。

(9) 障害のある生徒などへの指導における配慮事項

障害のある生徒などについては，特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ，個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。障害のある生徒などには，障害の種類や程度を的確に把握した上で，障害のある生徒などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し，個に応じた様々な「手立て」を検討し，指導に当たっていく必要がある。また，このような考え方は学習状況の評価に当たって一人一人の状況をきめ細かに見取っていく際にも参考となる。その際に，高等学校学習指導要領解説の各教科等編のほか，文部科学省が作成する「教育支援資料」などを参考にしながら，全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め，障害のある生徒等に対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である。

(10) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導

海外から帰国した生徒などについては，学校生活への適応を図るとともに，外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行う。

高等学校においては，校長が帰国生徒について，相当年齢に達し，入学させようとする学年に在学する他の生徒と同等以上の学力があると認めた場合には，第1学年の途中から又は各学年を通じ，編入学を認めることができるとされている（学校教育法施行規則第91条）また，特別の必要があり，教育上支障がないときは，学年の途中においても学期の区分に従い入学の許可，各学年の課程の終了及び卒業の認定ができることとされている（同施行規則第104条第3項）。これは，外国の学校と我が国の学校とでは卒業，入学の時期に相当のずれがある場合が多いので，外国において我が国の中学校に相当する学校教育の課程を修了した者について，4月以外の時期に我が国の高等学校に入学・編入学させることを認めるものである。

(11) コンピュータ等や教材・教具の活用

各学校において，コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え，これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また，各種の統計資料や新聞，視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。情報モラルに関する指導は，情報科や公民科，特別活動のみで実施するものではなく，各教科等との連携や，生徒指導との連携も図りながら実施することが重要である。

(12) 学校図書館，地域の公共施設の利活用

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに，生徒の自主的，自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また，地域の図書館や博物館，美術館，劇場，音楽堂等の施設の活用を積極的に図り，資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

### (13) 指導の評価と改善

生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

各教科等の目標を資質・能力の三つの柱で再整理しており、目標に準拠した評価を推進するため、観点別評価について、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理している。また、資質・能力の三つの柱の一つである「学びに向かう力、人間性等」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることにも留意する必要がある。

### (14) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

### (15) 家庭や地域社会との連携及び協働

学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

## 第6章 単位の修得及び卒業の認定

### 1 単位の修得の認定

- (1) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が各教科・科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。総合的な探究の時間の単位の認定についても基本的に同様である。
- (2) 高等学校在学中に単位の修得を認定された各教科・科目については、原則としてそれを再び履修し修得する必要はなく、修得した単位は、全日制、定時制及び通信制の各課程の相互間に共通して有効であり、転学や転籍の際には、それまでに修得した単位に応じて、相当学年に転入させることができる。
- (3) 各教科・科目の単位数を2以上の年次にわたって分割履修する場合には、原則として、年次ごとにその各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定することとなる。この場合、それぞれの年次では、当該各教科・科目の一部の単位数を修得できるにすぎず、当該各教

科・科目に配当された全部の単位数を修得することによってはじめて当該各教科・科目を修得したことになる。

なお、修得を卒業の要件と学校が定めている各教科・科目については、たとえその一部分の単位を分割履修し、修得してもそれをもってその各教科・科目の修得とすることはできず、したがって、卒業の要件を満たすことはできない。しかし、当該各教科・科目の修得が卒業の要件とされていない場合は、認定された一部分の単位はそれ自体、修得した単位数としてそれぞれの学校で定める卒業に必要な単位数の中に含めて取り扱うことが可能である。

(4) 特定の教科・科目の内容を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導する場合のほか、特定の教科・科目の授業を特定の学期に行う場合や、特定の教科・科目の授業を特定の期間に集中的に行う場合、学校間連携や学校外活動の単位認定などにより、特定の教科・科目の一部又は全部を特定の学期に履修する場合などが考えられる。このような場合に、各教科・科目の単位の修得の認定を当該学期末に行うことを可能としている。また、これらの場合であってもその単位の修得認定を年度末に行うことも可能である。

(5) 単位の修得の認定は、学校が行うこと。これは、教師が行う平素の成績の評価に基づいて、最終的に校長が行うということであり、評価の在り方について、教師間の共通理解を図ることが必要である。また、校長は、教師に対し平素から評価の仕方などについて十分指導し、全体として適切な評価が行われるようにしなければならない。

(6) 学年制をとる場合、ある学年においてある各教科・科目の単位の修得が認められなかった生徒について、当該生徒を一応進級させた上で次の学年で十分指導し、例えば次の学年の1学期末に追試験を行い当該学期末に単位の修得を認定することなども考えられる。しかし、この規定は、いわゆる学年制をとっている場合に、例えば最終学年で修得できなかった各教科・科目の単位認定を翌年度の1学期末に行い、その時点で卒業を認めるということを許容するものではない。

ただし、留学に係る場合や帰国生徒・外国人留学生在が学期の区分に従い入学・卒業する場合は、それぞれの学校教育法施行規則の定めによるものであり、学年の途中又は学期の区分に従い卒業が認められる。

## 2 卒業までに修得させる単位数

### (1) 卒業までに修得させる単位数

ア 学校においては、卒業までに修得すべき単位数を定めなければならない。また、学校があらかじめ卒業までに修得すべき各教科・科目についても定めることは可能である。

イ 「修得」とは、各教科・科目又は総合的な探究の時間を履修することにより、それらの目標からみて満足できる成果をあげることである。

ウ 卒業までに修得させる単位数については、74単位以上である。

エ 普通科においては、学校設定科目及び学校設定教科に関する科目を履修し、修得した場合、その単位数を合わせて20単位まで卒業に必要な単位数に含めることができる。なお、専門学科及び総合学科についてはこのような制限は設けられていない。

### (2) 卒業の認定

ア 校長は、学校があらかじめ定めた卒業までに修得すべき単位数を修得した者で、特別活動を履修し、その成果がその目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定するものとする。

イ 学校があらかじめ卒業までに修得すべき各教科・科目についても定めている場合には、そ

の定められた各教科・科目及びその単位数を修得する必要がある。同様に総合的な探究の時間についても、学校が修得すべきことを定めている場合には、その単位数を修得しなければならない。

ウ 校長は、全課程を修了したと認めた者に卒業証書を授与すること。

### 3 各学年の課程の修了の認定

学校において、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする。各学年の課程の修了の認定を弾力的に行う具体的な例としては、次のようなものがある。

- (1) 特定の学年における未修得単位が一定範囲内であれば、後日、補充指導や追試験によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の学年に進級させるという形で学年の課程の修了の認定について弾力化を図る。
- (2) 学校が定めた卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には、条件を付することなく進級を認めるなどの弾力化を図る。

### 4 学校外における学修等の単位認定

学校教育法施行規則等において次のような、学校外の学修等について単位認定を可能とする制度が設けられている。

#### (1) 海外留学に係る単位認定

学年をまたがって留学した生徒については、留学が終了した時点において、学年の途中においても進級又は卒業を認めることができる。これらの制度を活用することで、長期の留学の際、原級留置や休学する必要がなくなるため、当該制度の積極的な活用が期待される。

#### (2) 学校間連携による単位認定

#### (3) 大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定

#### (4) 技能審査の成果の単位認定

#### (5) ボランティア活動等の単位認定

#### (6) 高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定

#### (7) 別科において修得した科目に係る学修の単位認定

#### (8) 定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定

#### (9) 定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定

## 第7章 通信制の課程における教育課程

### 1 通信制の課程における教育課程の特例

- (1) 通信制の課程の教育方法は添削指導、面接指導、放送その他の多様なメディアを利用した指導、試験によることになっているため、全日制・定時制の課程におけるような授業は原則として行われず。このため、学習指導要領の授業時数等に関する規定は適用されない。
- (2) 通信制の課程においては生徒が定まった類型を選ぶよりは、必要に応じ個々の科目を選択して履修することが多いため、学習指導要領の類型に関する規定は適用されない。
- (3) 通信制の課程では全日制・定時制の課程におけるような授業が行われず、職業科目の履修について、就業体験やホームプロジェクト等により授業時数の一部を代替するという規定の適用は受けない。他方、定時制及び通信制の課程においては、職業（家事を含む）に従事している生徒に対して、その実務等をもって職業科目の履修の一部に代替することができる。

## 2 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準

### (1) 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数

添削指導、面接指導は通信制の課程における教育（以下、「通信教育」という。）の基幹的な部分であり、全日制・定時制の課程における授業に相当するものであることから、それぞれの回数、単位時間数は十分確保する必要がある。

### (2) 専門教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数

専門教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の設定に当たっては、専門教科・科目の標準単位数の設定が学科の特色、学校や地域の実態等によりその学校の設置者の定めるところとなっていることや、生徒の従事する職業における実務等をもって、職業科目の履修の一部に代替できることとされていることなどを十分配慮すること。

### (3) 添削指導及びその評価

添削指導は高等学校通信教育の基幹的な部分である。添削指導は生徒の学習の状況を把握し、何が理解でき、何が理解できないか、生徒の基礎学力は十分かどうか、生徒の思考の方向性とつまずきを的確に捉え指導していくことが必要である。このような観点から、添削指導に当たっては、正誤のみの指摘はもちろん、解答に対する正答のみの記載や一律の解説の記載だけでは不十分、不適切であり、マークシート形式のように機械的に採点ができるような課題や、択一式の問題のみで構成される課題は添削指導としては不適切である。

### (4) 面接指導及びその評価

面接指導は、添削指導と同様、高等学校通信教育の基幹的な部分であり、各学校はその重要性に鑑み、絶えず改善に努めることが必要である。面接指導においては個別指導を重視して一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、自宅学習に必要な基礎的・基本的な学習知識について指導したり、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題について十分考慮し、その後の自宅学習への示唆を与えたりするなど、計画的、体系的に指導することが必要である。

## 3 理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数等

理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めること。

## 4 面接指導の授業の1単位時間

各学校における面接指導の1回当たりの時間は、各学校において、各教科・科目及び総合的な探究の時間の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めること。

ただし、各教科・科目の1単位当たりの面接指導の単位時間数の標準が定められており、その場合の1単位時間は50分として計算するものとされている。したがって、それによって計算された単位数に見合う面接指導の時間数については、面接指導の授業の1単位時間を弾力化する場合でも、前提として確保されていなければならない。

## 5 ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除

学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について体系的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合

で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除することができる。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。

## 6 特別活動の指導時間数

特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

【別表】

各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間の標準単位数と必修教科・科目

教科	科目	標準単位数	必修科目
国語	現代の国語	2	○
	言語文化	2	
	論理国語	4	
	文学国語	4	
	国語表現 古典探究	4	
地理歴史	地理総合	2	○
	地理探究	3	
	歴史総合	2	
	日本史探究	3	
	世界史探究	3	
公民	公共	2	○
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○ 2単位まで減可
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	3	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学C	2	
理科	科学と人間生活	2	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 15px;"></div> </div> <p style="margin-left: 45px;">「科学と人間生活」を含む 2科目 又は 基礎を付した 科目を3科目</p>
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
地学	4		
保健体育	体育	7～8	○
	保健	2	
芸術	音楽Ⅰ	2	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 15px;"></div> </div> <p style="margin-left: 45px;">○</p>
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	○ 2単位まで減可
	英語コミュニケーションⅡ	4	
	英語コミュニケーションⅢ	4	
	論理・表現Ⅰ	2	
	論理・表現Ⅱ	2	
	論理・表現Ⅲ	2	
家庭	家庭基礎	2	○
	家庭総合	4	
情報	情報Ⅰ	2	○
	情報Ⅱ	2	
理数	理数探究基礎	1	
	理数探究	2～5	
総合的な探究の時間		3～6	○ 2単位まで減可